

意見案第 3 号

「子どもの貧困解消」など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、 「30 人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善に向けた意見書

上記意見案について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条及び富良野市議会会議規則（昭和 62 年議会規則第 1 号）第 13 条の規定により提出する。

平成 29 年 9 月 12 日

提出者 富良野市議会議員 岡 本 俊 ⑩

賛成者 同 萩 原 弘 之 ⑩

同 同 佐 藤 秀 靖 ⑩

同 同 渋谷 正文 ⑩

同 同 大 栗 民 江 ⑩

同 同 今 利 一 ⑩

同 同 宇 治 則 幸 ⑩

- 提出先 - 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、
総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、
内閣府特命担当大臣（地方創生）まち・ひと・しごと創生担当

「子どもの貧困解消」など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、 「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善に向けた意見書

2017年6月に厚生労働省から発表された国民生活基礎調査（2016年実施）によると、子どもの貧困率は13.9%と約7人に1人、ひとり親家庭にいたっては50.8%と2人に1人と、前年度よりも若干改善されているものの、まだまだ多くの子どもの貧困状態が続いている。

また、日本の教育にかかわる公財政教育支出は、対GDP比においてOECD加盟国の平均が5.4%に対し、3.6%と他の加盟国より依然として低く、公的支出の貧困さを証明している。その一方で、子ども1人当たりの教育支出における私費負担率は4番目に高い水準となっている。

このような状況の中で、子どもたちの「貧困と格差」は一層拡大し、経済的な理由によって進学・就学を断念するなど、「教育の機会均等」は崩され、学習権を含む子どもの人権も保障されない状況となっている。

教育現場では、未だに地方財政法で「住民に負担を転嫁してはならない」としている人件費や旅費をはじめ、校舎等の修繕費がPTA会計より支出されている実態が多くあり、給食費、修学旅行費、テストやドリルなどをはじめとする教材費などの保護者負担も依然として減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても都道府県や市町村において、その措置に格差が生じている。また、「高校授業料無償制度」における所得制限や、生活扶助費の切り下げなど、子どもたちの「貧困と格差」は一層拡大し、経済的な理由によって、進学・就学を断念することにつながるなど、「教育の機会均等」に影響を及ぼしている。

また、義務教育費国庫負担率が1/2から1/3になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況も顕著になっている。2016年度の文部科学省予算では、財源不足などを理由に、義務標準法改正に伴う教職員定数改善は見送られた。子どもたちに行き届いた教育を保障するためには、教職員定数の拡充は喫緊の課題であり、義務標準法の改正に伴う「教職員定数の改善」と「学級基準編製の制度改正」及び「30人以下学級」の早期実現が不可欠である。

子どもたちは、住む地域や環境に関係なく平等に教育を受ける権利を有している。その保障のためには、国による教育予算の確保と拡充が必要である。

これらのことから、国においては義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1/2への復元など、以下の項目について、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実に図るよう要望する。

記

1. 国の責務である教育の機会均等・水準の最低保証を担保するため、義務教育費を無償となるよう、また、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面、義務教育費国庫負担金の負担率を1/2に復元すること。

- 2 . 「30 人以下学級」の早期実現に向けて、小学校 1 年生から中学校 3 年生の学級編成標準を順次改定すること。また、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、義務標準法改正を伴う教職員定数改善の早期実現、及び、必要な予算の確保・拡充を図ること。
- 3 . 子どもたちや学校、地域の特性にあった教育環境を整備し、充実した教育活動を推進すること。
- 4 . 給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、就学保障の充実、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保・拡充を行うこと。
- 5 . 経済的な理由により子どもたちが進学・就学を断念するなどの「子どもの貧困」を解消するため、国の責任において、就学援助制度の堅持、教育予算の十分な確保・拡充をすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成 29 年 9 月 15 日

富 良 野 市 議 会